

- 生活保護法
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 による

指定介護機関  休止 届書  
 廃止

介護保険事業者番号

2	7	7	0	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

指定介護機関	名称	ケア中之島								
	所在地	〒530-0005 大阪市北区中之島1-3-20 中之島ビル2階 TEL (06) 6208-****								
	介護サービス事業の種類 <small>※生活保護法による指定を受けており、今回休止・廃止するサービス事業の種類を全て記入してください。</small>	居宅介護支援								
休止・廃止年月日		令和 元年 6月30日								
休止・廃止の理由		人員確保が困難であるため <small>事業所名称の変更、事業所が市内で区を越えて移転する場合等で、事業者番号が変更になる場合は、新しい事業者番号を記入してください</small> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>2</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	2	7						
2	7									
委託被保護者の措置状況		〇〇居宅介護支援事業所に引き継ぎ済み								
再開の見通し(休止の場合)		人員確保次第、再開予定								

上記のとおり届け出ます。

令和 元年 6月15日

大阪市長 様

住所 (開設者が法人の場合は主たる事務所所在地)

届出者 大阪市北区中之島1-3-20 中之島ビル2階

氏名 (開設者が法人の場合は法人名称、代表者の職・氏名 代表者印)

社会福祉法人中之島会 理事長 中之島一郎

例)

### 注意事項

- 1 この書類は、所在地を管轄する保健福祉センターを經由して、市長あてに提出してください。
- 2 この書類は、指定介護機関が休止又は廃止された場合に、速やかに提出してください。
- 3 休止の場合には、再開後、速やかに再開届書を提出してください。

### 記載要領

- 1 標題の「休止」・「廃止」の部分は、該当する□にチェックしてください。
- 2 指定介護機関の「名称」は、略称を用いることなく、介護保険法により指定又は開設許可を受けた正式な名称を記載してください。
- 3 指定介護機関の「所在地」は、介護保険法により指定又は開設許可を受けた所在地（マンション・ビル名含む）を記載してください。
- 4 指定介護機関の「介護サービス事業の種類」は、当該介護事業者番号につき生活保護法による指定を受けているサービス事業のうち、今回休止又は廃止するサービス事業の種類を全て記載してください。
- 5 「休止・廃止の理由」について、廃止する事業所において、事業所名称の変更や事業所が大阪市内で区を越えて移転する場合等で、事業者番号が変更になる場合は、新しい事業者番号を記入してください。
- 6 「委託被保護者の措置状況」は、既に行った措置及び今後予定している措置を記載してください。
- 7 「申請者」は、開設者の住所及び氏名を記載してください。なお、開設者が法人の場合は、法人の主たる事務所の所在地、法人名称及び代表者の職・氏名を記載し、代表者印を押印してください。